

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 1 号

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「社会福祉施設等の栄養士」の後ろに「もしくは管理栄養士」を、「第 4 号の栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加え、同項第 4 号および同条第 1 0 項中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。